

令和7年度

行政監査報告書

渋谷区監査委員

写

7 渋監発第 4 6 号
令和 8 年 3 月 1 0 日

渋谷区議会議長 }
渋谷区 長 } 殿

渋谷区監査委員 吉 井 敏 昭

渋谷区監査委員 向井田 敬 之

渋谷区監査委員 久 永 薫

令和 7 年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年度行政監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

第1 監査の概要

1 監査のテーマとその趣旨

「健康推進部における薬品等の管理状況について」

薬品等には人体にとって有害な物質が含まれているものもあり、新庁舎や渋谷区子育てネウボラへの移転後の安全管理が適切に行われているか、災害時の対応を含めて、改めて検証が必要である。重点的に監査することにより、安全管理について、所管部の意識向上を図るとともに、区民・来庁者の安心・安全に寄与することを目的として監査を実施した。

2 監査対象

健康推進部で保有する薬品、毒物・劇物、注射用器具・採血用器具の保管・管理状況。(以下「薬品等」という。)

3 監査の基本方針

薬品等が適切に管理されているか、安全対策や保管状況について調査を行った。

4 監査対象部

健康推進部

5 監査の主な着眼点

- (1) 薬品等を管理する部屋、キャビネット等は、施錠がされているか。
- (2) 薬品等を管理するキャビネット等は、耐震対策が施されているか。
- (3) 管理する薬品等の容器について適切な表示がされているか。
- (4) 薬品等の管理について規程の整備がされているか。
- (5) 薬品等の在庫の棚卸は実施されているか。
- (6) 薬品等に係る管理簿は作成されているか。
- (7) 管理簿に薬品等の種類、残量等管理上必要な項目が記入されているか。
- (8) 管理責任者、現場責任者、担当者等、管理体制は適切か。
- (9) 薬品等の廃棄の方法は適正か。
- (10) 使用見込みのない薬品等について廃棄が検討されているか。

6 監査の実施方法

上記「4 監査対象部」に対し、関係書類及び調査書の提出を求め、「3 監査の基本方針」及び「5 監査の主な着眼点」に基づき、書類審査及び実査を行っ

た。また、必要に応じて事情聴取を実施した。

7 監査の実施日程

令和7年9月26日(金)から令和8年3月5日(木)まで

第2 薬品等の保有・保管状況

監査対象部から回答のあった薬品等の保有・保管状況は次のとおりである。

【所属別保有・保管状況】

No.	所 属		薬 品 名 等
1	生活衛生課	食品衛生第一係 食品衛生第二係	消毒用エタノール
		環境衛生係	消毒用エタノール 次亜塩素酸ナトリウム ベンザルコニウム塩化物
2	地域保健課	健康推進係	採血管、採血針、 採血注射器（シリンジ） 消毒綿 尿検査用試験紙 感染性廃棄物
		感染症対策係	採血管、採血針、 採血注射器（シリンジ） 消毒綿 次亜塩素酸ナトリウム 感染性廃棄物
3	中央保健相談所	保健管理係 保健サービス第一係 保健サービス第二係	消毒用エタノール 次亜塩素酸ナトリウム ベンザルコニウム塩化物 感染性廃棄物
4	恵比寿保健相談所	保健サービス係 保健指導主査	消毒用エタノール 次亜塩素酸ナトリウム 尿検査用試験紙 感染性廃棄物
5	幡ヶ谷保健相談所	保健サービス係 保健指導主査	消毒用エタノール 採血針、採血注射器（シリンジ） 次亜塩素酸ナトリウム ベンザルコニウム塩化物 クロルヘキシジングルコン酸塩 尿検査用試験紙 殺菌消毒薬 感染性廃棄物

第3 監査の結果

1 監査の実施概要及び薬品等の保有状況

上記「第1 5 監査の主な着眼点」に基づき、健康推進部各課及び各保健相談所に文書による調査を行うとともに、薬品等を保管している渋谷区役所本庁舎及び各保健相談所において実地調査を実施した。

監査対象部で取り扱う薬品等については、予防接種や害虫等の駆除などの事業の委託化により減少し、保有する部署も減っていた。また、事業で使用する場合においても、医薬品に比べ人体への影響が少ない医薬部外品が使用されるなど、医薬品の保有は限定的な状況であった。

2 薬品等の保管場所

薬品等は、施錠可能な部屋又は施錠可能なキャビネットに保管されていた。また、引火性の液体である消毒用エタノールについては、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、場所によっては冷蔵庫内に保管するなどの適切な環境管理が行われていた。なお、鍵の管理についても、室及び施設管理の担当部署が適切に管理していた。

3 薬品等を管理する棚・キャビネット等の耐震対策

薬品等を保管している棚・キャビネット等は、備え付けの棚を使用するほか、転倒防止用の耐震ベルトや金具等により壁面に固定するなどの対策が講じられていた。これらの対策により、地震発生時の転倒や落下を防止する措置が適切に実施されていることを確認した。

4 管理する薬品等の容器における表示

購入した薬品等で、パッケージのまま保管されているものについては、薬品名や使用期限が一目で確認できるよう、ラベル面を前に向けて整然と保管されていた。また、使用期限については、容器にサインペンで大きく記載するなど、使用者が容易に確認できるよう工夫が施されているものもあり、適切な表示管理が行われていた。

5 薬品等の管理に関する規程の整備

感染性廃棄物処理の委託手続に関するマニュアルは作成されていたが、それ以外の薬品等の管理規程については、各部署において未整備であった。

渋谷区の保健所及び保健相談所は医療法上の診療所に該当し、診療所等については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第103号）第1条の11第2項第2号に基づき、医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医薬品安全管理責任者の配置及び医薬品の安全使用のための業務手順書の作成等が規定されている。このことについて、監査対象部に対して、文書による事情聴取を行ったところ、診療に使用する薬品は保有していないとの理由から、これに該当する医薬品の業務に関する手順は作成していないとの回答があった。

しかし、薬品等の使用に関しては、規程を作成することで、より安全で確実な業務手続を進めることができると考えられる。薬品等を適切に管理する上では、今後、規程の整備を進めていくことが望まれる。

6 薬品等の管理体制

(1) 管理簿

管理簿については、多くの所管で作成され、管理簿に基づいた管理が行われていたが、管理簿が未整備の所管もあった。管理簿が作成されている所管では、品名ごとに使用数、残数、使用用途、使用期限、適用法令、管理・使用上の注意点等が記載されており、管理担当者や事業担当者などが中心となり、複数名でのダブルチェックが行われている部署もあった。

地域保健課においては、事業内容に応じて物品を共用する場合、管理簿も共通で運用していた。具体的には、採血用器具類については健康推進係と感染症対策係で共有し、感染性廃棄物については、地域保健課健康推進係及び感染症対策係並びに中央保健相談所で共有していた。また、物品等の契約・購入についても分担して実施していた。

(2) 在庫の棚卸

在庫確認の時期については、使用頻度等により差があり、月1回から年数回、あるいは年度末の物品購入期限の時期に実施するなど、所管によって様々であった。在庫数量の確認は、主として事業担当者が事業前後に在庫数量を把握しているケースが多かった。一方で、管理簿が未整備の所管では、在庫管理については、事業担当者や庶務担当者が薬品等の発注時や、事業実施前に数量や使用期限を確認していた。保管状況の把握・管理を適切に行うためにも、管理簿を整備されたい。

(3) 管理者

在庫及び管理簿の管理について、事業担当者や庶務担当者のみが関与し、決裁者が関与していない事例が多く見受けられた。担当者による点検や在庫管理が適切に行われているかを確認するためにも、係長以上の管理者を置くことが望ましい。このことについて、監査対象部からは、文書事情聴取において健診業務で使用する医薬品(消毒用エタノール等)に関しては、管理者を配置し業務マニュアルに落とし込んで管理すると回答があった。また、併せて薬品等に関するリスクなどの基本的な理解や、適切な保管・管理方法に関する所管部の今後の対応として、情報共有を行い、共通の認識を持つように努めるとの回答があった。

法令上の規程はないものの、管理者を明確にするという方針は適切であり、そのことは、業務の属人化の解消が期待できるのみならず、管理リスクが低減し、管理の一貫性の確保につながるものと考えられる。今後、監査対象部から回答のあった方針を踏まえ、具体的な取組を図られたい。

(4) 消毒用エタノールの保管

アルコール濃度が60%以上のものは危険物に該当し、80リットル以上で東京都火災予防条例による少量危険物貯蔵取扱所の届出、400リットル以上で消防法による貯蔵所又は取扱所を設置するための届出が必要となるが、今回該当する数量ではなかった。

7 薬品等の廃棄

(1) 使用期限後の薬品等の廃棄

消毒用エタノールなどの薬品は、清掃用途等で使い切る運用が多く、未使用のまま廃棄するケースは確認されなかった。また、実査時点で、使用見込みのない薬品等の保有は見られなかった。

(2) 感染性廃棄物の取扱い

健康診断等で使用後の採血用器具や尿検査試験紙、歯科検診等によって生じる感染性廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)により、その適正な処理方法について定められている。廃棄までの間は、他の廃棄物と分別した専用の密閉容器に、バイオハザードマークなど感染性廃棄物とわかるように表示して保管することとされており、関係者以外が立ち入れない、鍵のかかる場所に適切に保管されていた。

また、感染性廃棄物を専用に保管する密閉容器の使用箱数については、管理簿が作成され、一定数に達した時点で契約している処理業者へ連絡する運用が該当する所管間で共有されていた。

感染性廃棄物の処理については、都知事の許可を受けた特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者へ委託し、最終処分まで適正に処理されたことを、処理業者から返送される紙マニフェストの写しにより確認し、年度ごとに交付した紙マニフェストに関する報告書を都知事に提出することになっている。これらの一連の手続について、法令を遵守した適正な処理が行われていることを確認した。

第4 総括意見

今回の監査においては、監査対象部における薬品等の保管場所の安全管理や使用期限の確認などについては、適切に管理されていたが、薬品等の取扱いや管理方法などの規程の整備については、必ずしも組織として体系的に行っているとは言えない部分があった。

また、監査対象部における業務の外部への委託化等により、保有する薬品が減少し、薬品数も多くはない。一方、使用する職員は多数に及び、部署により使用目的も異なる。現在、薬品等の管理に関する規程が整備されていないため、人事異動や組織改正等に伴い、適切な管理方法が十分に引継がれないことが考えられる。

規程等を通じて、情報共有を行い、共通の認識を持つことは、職員全体の意識向上につながり、事故防止や業務の標準化、ひいては組織全体の安全管理体制の強化につながる取組であるため、今後、薬品等の管理に関して、より安全で確実な業務手続を構築するために、体制整備を強化されたい。

監査対象部は、薬品等を保有する所管であることに加え、中央保健相談所がある渋谷区子育てネウボラをはじめ乳幼児等が多く利用する施設の所管でもある。そのため、より一層、薬品等の適切かつ安全に使用する運用を講ずることが重要であると考えられる。

以上を踏まえ、今後、監査対象部においては、薬品等の管理・保管を適切に実施し、さらなる安全管理の向上に努められたい。

